

松江市告示第 162 号

松江市安心ライフ援助事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 105 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業の内容)</p> <p>第 4 条 安心ライフ援助員は、次に掲げるサービスのうち、必要と認められるサービスを行う。</p> <p>(1) 庭、生垣、庭木等家周りの手入れ(<u>木の剪定及び高所作業を除く。</u>)</p> <p>(2) 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等(<u>電化製品の修理を除く。</u>)</p> <p><u>(3)</u> 家財道具・植木鉢の移動(<u>高所作業を除く。</u>)</p> <p><u>(4)</u> 台風時等自然災害への防備</p> <p><u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、生活支援に資する軽易な日常生活上の援助</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第 4 条 安心ライフ援助員は、次に掲げるサービスのうち、必要と認められるサービスを行う。</p> <p>(1) 庭、生垣、庭木等家周りの手入れ</p> <p>(2) 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等</p> <p><u>(3)</u> <u>除雪(屋根の雪下ろしを除く。)</u></p> <p><u>(4)</u> 家財道具・植木鉢の移動</p> <p><u>(5)</u> 台風時等自然災害への防備</p> <p><u>(6)</u> 前各号に掲げるもののほか、生活支援に資する軽易な日常生活上の援助</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。